

# 社団法人 日本馬術連盟 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この連盟は、社団法人日本馬術連盟（以下「連盟」という。）といい、外国に対しては Japan Equestrian Federation という。

### (事務所)

第2条 連盟は、事務所を東京都中央区新川二丁目6番16号に置く。

### (目的)

第3条 連盟は、日本に於ける最高唯一の馬術に関する中央団体であって、国民一般に基礎を置くスポーツとして馬術に関する諸行事の実施及び普及向上を図るとともに、国際馬術競技に参加しもって我が国馬術文化の建設と国際親善に寄与することを目的とする。

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会、国際馬術連盟(Federation Equestre Internationale)及びアジア馬術連盟(Asian Equestrian Federation)に加盟する。

### (事業)

第5条 連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)各種馬術競技会の主催及び公認
- (2)馬術競技に関する各種規則の制定
- (3)国際馬術競技への参加及び人馬の派遣
- (4)馬術の普及及び向上
- (5)競技馬及び選手の登録
- (6)各種資格の認定
- (7)馬術に関する事項の調査研究及び指導奨励
- (8)優秀な競技馬の増加及び馬術競技場施設の拡充
- (9)機関誌の刊行及び頒布
- (10)その他連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の種別及び資格)

第6条 連盟を構成する会員の種別及び会員の資格を有するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1)正会員 都道府県における馬術競技を統括し、かつ当該都道府県体育協会に加盟している団体(以下「都道府県馬術連盟」という。)及び全国的馬術組織(以下「組成団体」という。)並びに学識経験者
- (2)普通会員 都道府県馬術連盟及び組成団体の構成員で連盟の趣旨に賛同し、その目的達成に協力する者
- (3)賛助会員 連盟の目的・事業に賛同する個人又は団体
- (4)名誉会員 連盟に対し、特に功労のあった会員で総会の議決を経て推薦された者

2．前項第1号の正会員を民法上の社員とする。

3．第1項第2号から第4号までに規定する会員は、連盟が発行する資料等の配布を受けるほか、総会に出席して意見を述べることができる。

### (入会)

第7条 連盟の会員になろうとするものは、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、正会員のうち学識経験者にあつては、総会の承認を受けなければならない。

2．前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが前条第1項第1号に掲げるものであるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、学識経験者については、本人の略歴書をもって添付しなければならない。

- (1)定款若しくは寄附行為又はこれに代るべき規程
- (2)代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3)その他連盟が必要と認めた書類

3．会長は、第1項の承認があつたときは、その旨を当該申込みをしたものに通知するものとする。

### (脱退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、連盟を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。
- (4) 死亡又は解散したとき。
- (5) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。

2. 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を会長に提出して任意に脱退することができる。

(除名)

第9条 連盟は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の日の10日前までに、その旨を書面をもって通知し、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 連盟の事業を妨げ、又は連盟の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。

2. 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

### 第3章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

第10条 会員は、入会の際に会員の種別に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2. 会員は、毎年度、会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。
3. 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第11条 正会員は、第7条第1項の規定により提出した入会申込書の記載事項及び第7条第2項の規定により添付した書類に変更があったときは、遅滞なく連盟にその旨を届

け出なければならない。

2. 他の会員にあっては、会長が理事会の議決を経て別に定める事項について変更があったときは、遅滞なく連盟にその旨を届け出なければならない。

## 第4章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 連盟に、次の役員を置く。

(1)理事 15人以上20人以内

(2)監事 2人又は3人

2. 役員は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外の者から役員を選任することができる。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
4. 理事のうちから、会長1人、副会長3人以内、理事長1人及び常務理事1人を互選する。
5. 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
7. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、連盟を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐して連盟の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して業務を処理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその業務

を執行する。

4．常務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐して連盟の業務を執行し、会長、副会長及び理事長に事故あるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び理事長が欠けたときはその業務を執行する。

5．理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、連盟の業務を執行する。

6．監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)財産及び会計の状況を監査すること。

(2)理事の業務執行の状況を監査すること。

(3)財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は農林水産省に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、第5章又は第6章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2．補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3．役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 連盟は、役員が職務上の義務違反又は連盟の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の日の15日前までに、その旨を書面をもって通知し、弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。

2．前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(名誉総裁及び名誉会長)

第17条 連盟は、総会の議決を経て名誉総裁を推戴することができる。

2. 連盟に、総会の議決を経て名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第 18 条 連盟に、最高顧問及び顧問を置くことができる。

2. 最高顧問及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3. 最高顧問及び顧問は、連盟運営上の重要事項について会長の諮問に応ずる。

## 第 5 章 総会

(総会の種別)

第 19 条 連盟の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 総会は、正会員をもって構成する。

3. 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

4. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会において必要と認めるとき。

(2)正会員現在数の 5 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(3)第 13 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第 20 条 総会は、前条第 4 項第 3 号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2. 前条第 4 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

3. 総会の招集は、開催の日の 15 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

2. 総会は、正会員現在数の過半数にあたる正会員が出席し、かつ、出席正会員の有する表決権の合計が総表決権の過半数でなければ開くことができない。

3. 総会において、正会員が行使する表決権の数は、次のとおりとする。

(1)都道府県馬術連盟及び組成団体

表決権数は、前年度末の正会員に所属する個人普通会員にあつては1名1票、団体普通会員にあつては1団体3票として、その構成員票数を算出し、次のとおりとする。

- イ．構成員票数が100票以下 1票
- ロ．構成員票数が101票以上300票以下 2票
- ハ．構成員票数が301票以上 3票

(2)学識経験者 1票

- 4．総会においては、前条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 5．総会の議事は、第23条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第22条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、連盟の運営に関する重要な事項を議決する。

(特別議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び残余財産の処分
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5)事業報告、収支決算、正味財産増減計算、財産目録及び貸貸対照表の承認
- (6)役員解任

(書面又は代理人による表決)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は他の正会員を代理人として表決権を行使することができる。

- 2．前項の書面は、総会の開催の日の前日までに連盟に到達しないときは、無効とする。

3．第1項の代理人は、代理権を証する書面を連盟に提出しなければならない。

4．第1項の規定により表決権を行使する正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2．議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員の現在数及び表決権数、出席正会員数及び表決権数並びに出席正会員名(書面表決正会員及び表決委任正会員の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

3．議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

2．理事会は、必要に応じ会長が招集する。

3．理事会の議長は、会長がこれに当たる。

4．理事は、理事会において、各1個の表決権を有する。

5．監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第27条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号の掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

(1)事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。

(2)総会の議決した事項の執行に関すること。

(3)業務を執行するための計画、組織及び管理の方法

(4)諸規程の制定又は改廃に関すること。

(5)その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第 28 条 第 19 条第 4 項第 2 号の規定は理事会の開催について、第 20 条第 3 項、第 21 条第 2 項、第 4 項本文及び第 5 項、第 23 条並びに第 25 条の規定は理事会について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 専門委員会

(専門委員会)

第 29 条 会長は、第 5 条に定める事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2．専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3．専門委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 8 章 事務局等

(事務局及び職員)

第 30 条 連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2．事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3．事務局の組織及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第 31 条 連盟の業務の執行の方法については、規約に定めるもののほか、理事会で定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第 32 条 連盟は、事務所に民法第 51 条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1)定款

- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第34条 連盟の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費及び賛助会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 助成金又は補助金
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 連盟の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第36条 連盟の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

(借入金)

第37条 連盟は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金をすることができる。

2. 連盟は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金をすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。これを、変更する場合も同様とする。

2．前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。

3．前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。

(監査等)

第 39 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1)事業報告書

(2)収支計算書

(3)正味財産増減計算書

(4)財産目録

(5)貸借対照表

2．監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3．会長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかねばならない。

(報告)

第 40 条 会長は、毎事業年度開始の日から 3 月以内に次に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

(1)前年度の事業概況報告書及び事業年度の事業計画書

(2)前年度末の財産目録及び貸借対照表

(3)前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書

(4)前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

## 第 10 章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

### (定款の変更)

第 41 条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

### (解散)

第 42 条 連盟は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて解散する。

### (解散の場合の残余財産の処分)

第 43 条 連盟が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ農林水産大臣の許可を受けて、連盟の目的と類似の目的を有する他の法人に寄附するものとする。

## 第 11 章 雑則

### (細則)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、連盟の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成 15 年 7 月 24 日)から施行する。